



令和3年9月22日
海上保安庁

第2回航路標識協力団体制度に関する検討会の開催について ～地域の実情に応じた航路標識の管理の一層の充実を目指して～

先の国会において、航路標識法を改正し、「航路標識協力団体制度」を創設しました。この制度は、民間団体が灯台の簡易な補修工事等を実施することを可能とし、海上保安庁が管理する航路標識の管理に資する制度です。

海上保安庁では、「航路標識協力団体制度に関する検討会」を設け、その運用基準（指定基準、監督基準など）について、有識者の方々の意見を聞いて検討を進めております。

なお、今回を最終会として、運用基準（案）のとりまとめを行う予定です。

1. 開催日程等

日 時	令和3年9月27日（月）10：00～11：00
開催形式	WEB 会議
議 事	航路標識協力団体制度の審査基準等の運用基準について
委 員	別紙のとおり

2. 取材等について

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、報道関係者に限り、冒頭カメラ撮りのみ可とし、会議はWEB上での傍聴のみとさせていただきます。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをご了承ください。
- 傍聴を希望される社は、9月24日（金）正午までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。期日までにご連絡いただいた方にWEB会議のURLをお送りします。
件 名：【WEB 傍聴希望】第2回航路標識協力団体制度に関する検討会
本 文：氏名、 所属、連絡先
送付先：jcghkaikokikaku1-4v3m_atmark_ml it. go. jp
※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。
- 会議資料及び議事録については、後日、下記海上保安庁ホームページにて公開します。

<https://www.kaiho.ml it. go. jp/>